

過疎地域持続的発展計画（案）について

1 策定の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」といいます。）が令和3年3月31日限りでその効力を失い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」といいます。）が新たに制定され、令和3年4月1日に施行されました。

本市の過疎地域の持続的発展に関する施策について、過疎対策事業債等の財政措置を受けながら総合的かつ計画的に推進するため、市全体のまちづくりの計画である第5次呉市長期総合計画との整合を図りながら、新法に基づく過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」といいます。）の素案を作成しました。

今後、本計画については、市民から意見を募集し、広島県と協議を行い、最終的に議会の議決を得て策定します。

2 過疎地域

過疎地域は、新法に規定する人口要件（人口減少率など）及び財政力要件（一定以下の財政力指数）に該当する市町村の区域です（新法第2条第1項）。ただし、合併による新市町村については、新市が新法に規定する財政力要件（一定以下の財政力指数）に該当し、かつ合併前の旧市町村の区域が新法に規定する人口要件（人口減少率など）に該当した場合、合併前の旧市町村の区域が過疎地域とみなされます（新法第3条第1項）。

本市においては、これまで旧法で過疎地域として指定されていた旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町及び旧倉橋町の区域に加え、新たに旧音戸町及び旧川尻町の区域が新法に基づく過疎地域の指定を受けました。

3 主な財政措置

(1) 過疎対策事業債

過疎地域の市町村が作成した過疎地域持続的発展計画に基づいて実施される各種の事業の財源として、過疎地域の市町村は、過疎対策事業債（充当率100パーセント、交付税措置率70パーセント）を発行することができます。

(2) 固定資産税の免除措置に伴う交付税補填

過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内で振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、「呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年呉市条例第25号）」に基づき当該設備に係る固定資産税を3か年度免除した場合、免除による減収額の75パーセントが普通交付税で補填されます。

4 本計画の概要

(1) 対象区域

旧下蒲刈町，旧蒲刈町，旧豊浜町，旧豊町，旧倉橋町，旧音戸町，旧川尻町の区域

(2) 基本方針

ア 方向性

本市では，令和3年3月に長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針として，第5次呉市長期総合計画を策定しました。この計画は，過疎地域を含めて，人口減少や情報通信技術の急速な進歩への対応など，本市が直面する課題に正面から向き合い，未来のあるべき呉市を描き，その実現に取り組んでいくために策定したものです。

そうしたことから，本計画においても，第5次呉市長期総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を推進することで，過疎地域の持続的発展に取り組んでいきます。

【将来都市像】

- 1 質の高い生活が実現されるスマートシティ^{*1}「くれ」
- 2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」

- 3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- 4 災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- 5 SDGs^{※2}を通して豊かな未来を創る「くれ」

【令和12年度（2030年度）末における呉市の都市像】

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～

※1 スマートシティ：都市や地域が抱える様々な課題に対して、AIなどの新技術を活用して計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われた持続可能な都市・地区

※2 SDGs：エス・ディー・ジーズ。Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標

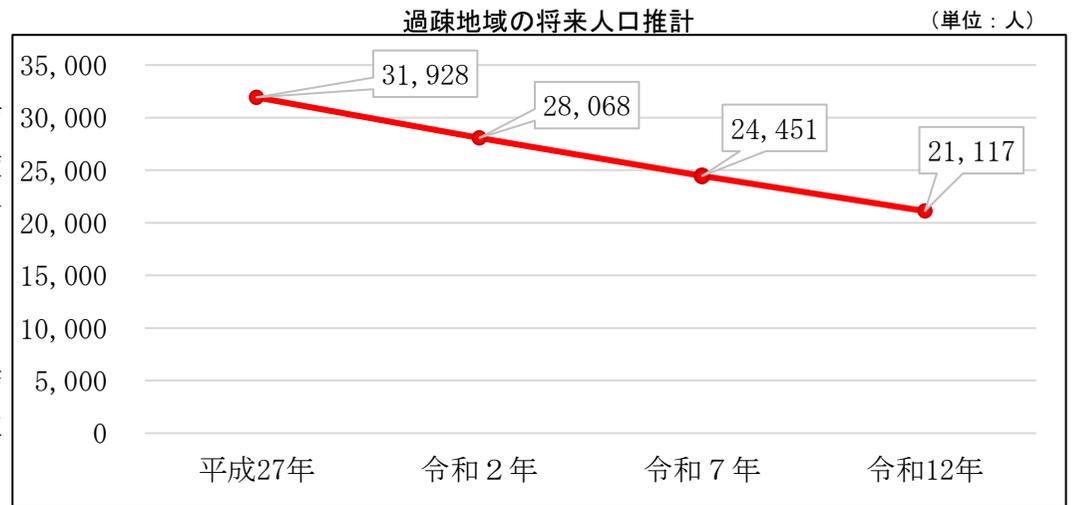
イ 基本的な施策

本計画においては、第5次呉市長期総合計画前期基本計画に掲げた八つの政策分野ごとに取り組む施策を実施することで、過疎地域の持続的発展に取り組んでいきます。

(3) 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域の持続的発展のための基本目標として、本計画や呉市長期総合計画等に基づく施策が一定の効果を発揮することを想定し、過疎地域の人口を令和7年に2.4万人を維持することとします。

過疎地域の将来人口推計については、第5次呉市長期総合計画の呉市人口ビジョンで示した将来人口推計を基に、過疎地域の人口構成や出生・移動の人口変化の特性を反映し、算出しています。



過疎地域の将来人口推計 (単位：人)

| | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 過疎地域の人口推計 | 31,928 | 28,068 | 24,451 | 21,117 |

(注) 令和2年は推計値で国勢調査の結果と異なる。

(4) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少が懸念される中、将来の人口規模、財政規模にふさわしい行政サービスを安全かつ継続的に提供していくため、呉市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることとしており、この考え方と整合性をとりながら計画的・総合的なまちづくりを推進していきます。

(6) 過疎地域持続的発展区分と事業数

新法第8条第2項第4号に掲げる、過疎地域の持続的発展のために実施すべき次の12の基本的な施策ごとに、過疎地域の持続的発展に資する事業を実施していきます。

| 区 分 | 事業数 | 主な事業 |
|-------------------------------|-----|---|
| 1 移住・定住，地域間交流の促進，人材育成 | 5 | ・空き家の利活用・移住定住促進事業（全域） ・農泊フォローアップ事業（下蒲刈町・倉橋町・音戸町地域）など |
| 2 産業の振興 | 51 | ・水産物供給基盤整備事業（倉橋町地域） ・港整備交付金事業（音戸町地域） ・農業参入企業等支援事業（全域）など |
| 3 地域における情報化 | 4 | ・情報通信基盤整備助成事業（全域） ・ICT施策推進事業（全域）など |
| 4 交通施設の整備，交通手段の確保 | 17 | ・森要垣内線道路改良事業（川尻町地域） ・生活交通確保事業（全域）など |
| 5 生活環境の整備 | 19 | ・蒲刈火葬場改良事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） ・消防自動車等更新事業（全域）など |
| 6 子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 4 | ・公共交通利用支援事業（全域） ・安芸灘大橋通行料助成事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域）など |

| 区 分 | 事業数 | 主な事業 |
|------------------------|-----|--|
| 7 医療の確保 | 3 | ・医療機器・施設等整備事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） ・医師確保対策事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域）など |
| 8 教育の振興 | 7 | ・小中学校空調設備整備事業（全域） ・通学支援事業（全域）など |
| 9 集落の整備 | 1 | ・地域コミュニティ活動支援事業（全域） |
| 10 地域文化の振興等 | 5 | ・若胡子屋復元事業（豊町地域）など |
| 11 再生可能エネルギーの利用の促進 | 1 | ・脱炭素社会推進事業（全域） |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 2 | ・ゆめづくり地域協働プログラム（全域）など |
| 合 計 | 119 | |

5 市民からの意見募集

本計画（案）について、市民から意見を募集します。

(1) 意見を募集する案件

過疎地域持続的発展計画（案）（別紙のとおり）

(2) 意見募集期間

令和3年8月26日（木）から同年9月24日（金）まで（30日間）

(3) 周知方法

ア 市政だより及び呉市ホームページへ掲載

イ 本庁1階、各市民センター（支所）窓口における配付

(4) 意見の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参（企画課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

(5) 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、意見に対する市の考え方を付して公表します。

(6) 意見の公表場所

呉市ホームページ、本庁1階、各市民センター（支所）窓口

6 今後のスケジュール（案）

